

農地法第3条許可

譲渡人と譲受人が連署で申請します。(単独申請が可能＝競売・公売・遺贈・判決の確定・調停の成立等)

【農業委員会許可】

許可申請書<様式第2号>2部<様式第1号の3>1部・添付書類1部

【確認事項】

- ・農地等を取得する者が農地等を効率的に利用することについて、経営状態・経営面積等を審査します。
- ・譲渡人と譲受人が所有する全ての農地等に耕作放棄地・違反転用が無いこと。
- ・申請地は貸借・納税猶予の設定がないこと。農業者年金受給者で経営移譲を受けている者は要相談。
- ・通作距離の基準、約10kmまたは車で約30分以内(距離・時間等は目安)
- ・譲渡人の農地所有年数は原則3年以上所有している(相続を除く)

【必要添付書類】

・内容の審査・資格確認に必要ですので、**■**はかならず提出時に添付してください。**□**は条件に応じて必要な場合、用意していただくものです。

なお、追加提出等により受付が遅れたり、許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますのでご注意ください。

■申請地の登記全部事項証明書(原本)

□権利部甲区の権利者が死亡の場合・相続人全員の同意及び被相続人の出生から死亡までの戸・除・原戸籍謄本(原本)及び相続関係図 □住所が相違の場合・住民票抄本(原本) □氏名が相違の場合・戸籍抄本(原本)

■法務局備え付け公図(原本) □閉鎖された地図に準ずる図面の写し(原本)・筆界未定の場合

■譲受人の住民票謄本(原本)

■申請地の位置図(住宅地図に申請地を明示したもの)

■申請地の現況写真(写真内に申請地を明示したもの)

□譲受人の耕作証明書(原本)・経営農地が町外にある人の場合

□法人登記履歴事項全部証明書(原本)及び定款(原本証明)・農地所有適格法人の場合

□営農計画書・農地所有適格法人の場合 □損益計算書の写し(原本証明)・農地所有適格法人の場合

□委任状・譲渡人・譲受人以外の人が書類を提出される場合(行政書士の方も委任状が必要)

□農地等貸借契約書・賃貸借または使用貸借契約の場合

□成年後見人の登記証明書(原本)・譲渡人が被後見人の場合

【農地等を一括贈与する要件】

贈与者＝引き続き3年以上農業を営んでいた個人であること。

受贈者＝推定相続人であること。農地を取得した日の年齢が18歳以上であること。引き続き3年以上農業に従事していたこと。取得以後、速やかに農業経営を行うこと。

競 売 ■入札調書の謄本(原本)

遺 贈 ■遺言書(原本持参)及び裁判所の検認証明書(原本持参) ■遺言公正証書正本(原本持参)

■譲受人の戸籍謄本(原本)

判決の確定 ■判決書(原本持参)

調停の成立 ■調停調書(原本持参)

【申請受付後の注意事項】

・農地法第3条の規定による許可申請をされた場合は、締め切り日から農業委員会総会開催日までに必ず申請地区を担当する農業委員から連絡をさせていただきます。(必ず連絡が取れる者の連絡先を申請書または、委任状へ記入。)その際、譲渡人と譲受人には地区農業委員と共に農地の現状や譲受人の転用後の管理等について聞き取り、総会で審議するため立会いをさせていただきます。

立会いができない場合は全権委任する内容を含んだ委任状を提出していただければ代理人でも立会いしていただけます。

・申請書類を預かれば事務局で書類を審査します。書類上問題が無く、受付したとしても地区農業委員との立会拒否・音信不通または立会時の発言する内容によっては総会での審議により保留及び不許可案件となりうる恐れもございます。